

関係各位

岡山県立岡山西支援学校
校長 山岡格史

令和 6 年度岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行
公募型プロポーザルの実施について（お知らせ）

平素より、本校の教育活動への御理解と御協力ありがとうございます。

さて、この度本校では、中学部の教育活動の充実のため、標記の業務について、別紙要領のとおり公募型プロポーザルを実施いたします。

つきましては、プロポーザルへの参加申し込みがありましたら、次のとおり参加申込書をご提出ください。

記

1 事業概要

(1) 名称

令和 6 年度岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行

(2) 目的

- 大阪・京都地方の産業・文化や施設等に興味を持ち、体験を通して歴史や社会についての見聞を広める。
- 集団で活動することを通して、協調性を高める。

(3) 調達内容

別紙「令和 6 年度岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行仕様書」のとおり

(4) 参加人数（予定）

13 名（生徒 8 名，引率教員 5 名）

(5) 見積限度額

生徒一人あたり 5 万円程度を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、旅行実施時まで消費税増税の場合も予算内であること。

2 プロポーザル参加申込

(1) 提出書類 参加申込書（別紙様式 1） 1 部

(2) 提出期限 令和 6 年 1 月 15 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出先 岡山県立岡山西支援学校

〒700-0951 岡山市北区田中 579

電話：086-243-4535

FAX：086-243-4531

本件担当者：中学部教諭 香川 知子

(4) 提出方法 持参または郵送

令和6年度 岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行公募型プロポーザル実施要領

1 事業名称

本事業の名称は、令和6年度岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行（以下、「修学旅行」という。）とする。

2 事業概要

(1) 目的

- 大阪・京都地方の文化や施設等に興味を持ち、体験を通して歴史や社会についての見聞を広める。
- 集団で活動することを通して、協調性を高める。

(2) 調達内容

別紙「令和6年度岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行仕様書」のとおり

(3) 参加人数（予定）

13名（生徒8名，引率教員5名）

(4) 見積限度額

生徒一人あたり5万円程度を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、旅行実施時まで消費税増税の場合も予算内であること。

(5) 履行期間

契約締結の日から当該会計年度末まで

(6) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けているものでないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去5年以内に公立学校における修学旅行企画実施の実績があること。

4 スケジュール

公募開始（実施要項等の配布）	令和5年12月22日（金）
参加申込書提出期限	令和6年1月15日（月）
実施要領に関する質問	令和6年1月15日（月）まで
行程提案書等提出期限	令和6年1月19日（金）
書面審査（中学部）	令和6年1月22日～26日（予定）
学校徴収金等検討委員会審査	令和6年2月初旬（予定）
審査結果通知	令和6年2月16日（金）まで

5 参加申込及び実施要領に関する質問方法

(1) 参加申込

- ア 提出書類 参加申込書（別紙様式1） 1部
- イ 提出期限 令和6年1月15日（月）午後5時まで（必着）
- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」に同じ
- エ 提出方法 持参又は郵送
（持参にあつては、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時）

(2) 実施要領に関する質問受付

- ア 提出書類 質問書（様式任意） 1部
- イ 提出期限 令和6年1月15日（月）午後5時まで（必着）
- ウ 提出先 「11 問い合わせ先」に同じ
- エ 提出方法 持参，郵送，ファックスまたは電子メール

(3) 実施要領に関する質問への回答

- ア 回答期日 令和6年1月15日（月）
- イ 回答方法 電子メールにて全参加者に通知する

6 行程提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

- ア 行程提案書（様式任意） 1部
- イ 経費見積書（様式任意） 1部

(2) 提出期限 令和6年1月19日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 「11 問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 行程提案書の構成

行程提案書（様式任意）には、次の表の項目について記載すること。

項目	内容
実施体制	事業者名，連絡先，取扱管理者名，担当者名，添乗員の有無
行程	旅行先，日程，交通手段，目的地名，宿泊施設の概要，食事の概要，その他配慮事項等

7 選定方法

(1) 審査方法

選定に当たっては、岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、その結果について、岡山県立岡山西支援学校学校徴収金等検討委員会（以下「徴収金等検討委員会」という。）において審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を契約する最優先候補者として選定する。

(2) 評価委員会審査員

本校中学部職員 6名を予定

(3) 評価基準

下記の表を基本に、評価委員会が、提出された行程提案書及びヒアリングの結果に基づき評価を実施する。

内容	評価の観点	評価項目
交通機関 (移動)	行程の利便性	日程，時間帯，乗継のしやすさ等
	移動時の環境	移動手段，乗車スペース，バスの大きさ等
	合理的配慮	車いす等の特別なニーズへの対応
宿泊施設	安全・衛生環境	安全・衛生管理対策，感染症対策等
	部屋	部屋のスペースや設備，他校との同宿の有無等
	浴場	浴場のスペースや利用時間，脱衣場の利便性等
	食事	食事場所，食事の内容，アレルギー対応等
	立地条件	目的地までの距離・時間，交通機関との接続等
	保険	旅行賠償責任保険等の対応
安全面の 配慮	安全対策	行程全体を通しての事故防止及び安全対策
	連絡体制	非常時の連絡体制，緊急対応
	旅行傷害保険	傷害保険の加入状況，条件等
	物損保険	損害賠償保険等の対応状況
企画内容	見学場所	コース内容の充実，学習内容等
	体験学習	体験内容，難易度，価格，合理的配慮等
	食事・休憩場所	食事内容，価格，休憩時の配慮，トイレの状況等
	サービス	添乗員の有無，荷物運搬の対応（価格含む）等
	費用	価格の安さ，妥当性
組織	取扱実績	実績の有無（特別支援学校を含む）
	サポート	連絡調整の迅速さや確実性，対応の柔軟性等

8 審査結果の通知

審査結果については、令和6年2月16日（金）までに電子メール及び郵送にて全ての参加者に対して通知する。

なお、選考結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

9 契約の締結

最優先候補者として選定された者と本校とが協議し、契約締結の交渉を行う。ただし、協議が整わなかった場合には、評価点数が次に高い提案者と協議を行うこととする。

10 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とし、契約締結後であっても、当該契約を解除することができるものとする。

- ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の有利を図る行為を行ったとき。
- イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談、開示を行ったとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- エ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

(2) 著作権

提出書類の著作権は参加者に帰属するが、本校がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者が特定されないよう配慮した上で、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。

(3) 複数提案の禁止

プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とする。

(4) その他

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- オ 提出された企画提案書等は、岡山県情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づく開示請求の対象となる。
- カ 本実施要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、適宜本校が判断するものとする。

11 問い合わせ先

岡山県立岡山西支援学校

住所 : 〒700-0951 岡山市北区田中579

担当者名 : 香川知子

電話 : 086-243-4535

FAX : 086-243-4531

電子メール : tomoko_kagawa@pref.okayama.jp

(電子メールの件名に「【中修学旅行】」の文字を含めること)

令和6年度 岡山県立岡山西支援学校中学部修学旅行仕様書

次の事項を熟読していただいた上で、プランニング及び見積をよろしく願いたします。

1 目的

- 大阪・京都地方の文化や施設等に興味を持ち、体験を通して歴史や社会についての見聞を広める。
- 集団で活動することを通して、協調性を高める。

2 旅行日程 令和6年10月24日(木)～25日(金) 1泊2日

3 旅行先 京都・大阪方面

4 交通機関 新幹線、貸切バス

5 参加予定人数 生徒 男子8名 計 8名
教職員 男性3名・女性2名 計 5名 合計 13名
(教職員の人数・男女比率は見込み)

6 旅行費用 50,000円程度(消費税及び地方消費税を含む)とすること。

7 宿泊の条件

- (1) 安全・衛生・環境が十分配慮され、**適**マークがあること。
- (2) 生徒指導を徹底させる上で他校同宿の場合はフロアを分けること。
- (3) 旅行中の安全と健康に配慮し、疲労回復のため十分な広さを確保すること。また、全員が同時に集合できる部屋またはスペースがあること。
- (4) 賠償責任保険に加入していること。
- (5) 食事は、調理方法、衛生面の配慮がなされたものであること。
- (6) タバコ、酒類の自動販売機、ゲーム機その他娯楽施設については、生徒指導面で適切な措置がとれること。
- (7) 和室で、洗い場、脱衣場のある浴室があること。
- (8) 利用予定施設への移動ができるだけ近いこと、または、駅が近いこと。

8 食事の条件

- (1) 朝食・夕食は、宿泊施設内で参加者全員が同時に食べられる場所があること。できれば壁際などで、他の客から離れられ、まとまった場所を確保できる、または別室があること。
- (2) 食物アレルギーのある生徒等に対応した、個別の食事内容の提供が可能であること。
- (3) メニューについてあらかじめ知らせていただき、メニュー変更などの意見を伝えさせてい

ただき、ある程度聞き入れていただけること。

9 活動内容の条件

- ・体験型の活動を入れること。
京都水族館、太秦映画村、ひらかたパークを入れること。
- ・岡山駅集合、岡山西支援学校解散とすること。
- ・目的地までの移動手段として、往路は新幹線、復路は貸切バスを使うこと。

10 安全・事故対策について、次の事項を書面で提出すること。

- (1) 事故防止及び安全対策
- (2) 連絡体制
- (3) 添乗員名簿（1名のみ「旅行管理業務を行う主任者証」「資格取得者証」を提示すること）
- (4) 食事内容・衛生
- (5) 旅行損害保険
- (6) 物損保険
- (7) 旅行変更費用担保特約保険

11 その他事項

- (1) 添乗員は1名とすることが望ましい。
- (2) 見積書は、令和5年12月1日現在の料金で作成すること。
- (3) 見積書提出時に、できる限り宿泊施設名を記載すること。
- (4) 見積書の金額は1人あたりの費用とし、詳細な内訳を記載すること。
- (5) 保険金は、1人3,000万円以上とすること。
- (6) 見積書は、2部提出すること。
- (7) 必要に応じて事前資料の提出及びヒアリングに応じること。
- (8) 岡山西支援学校への帰着時刻は、16:00を目処とすること。
- (9) 業者選定決定後に、提示された行程の変更が可能であること。

12 見積書類提出期限 令和6年1月19日（金）

岡山県立岡山西支援学校長 殿

住所

商号又は名称

代表者名

令和 6 年度岡山県立岡山西支援学校 中学部修学旅行
公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、公募型プロポーザルの参加を申込みます。
また、下記事項に相違ないことを誓います。

《資格要件に従って記載します》

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けているものでないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去 5 年以内に公立学校における修学旅行企画実施の実績があること。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-Mail